

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条の2第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成19年9月18日
【事業年度】	第79期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】	株式会社カノークス
【英訳名】	CANOX CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 杉田 弘生
【本店の所在の場所】	名古屋市西区那古野一丁目1番12号
【電話番号】	(052)564-3511（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 島田 良栄
【最寄りの連絡場所】	名古屋市西区那古野一丁目1番12号
【電話番号】	(052)564-3511（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 島田 良栄
【縦覧に供する場所】	株式会社カノークス東京支社 （東京都中央区日本橋本町三丁目6番2号） 株式会社カノークス大阪支店 （東大阪市水走三丁目5番10号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月27日に提出した第79期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）の有価証券報告書の記載内容の一部に訂正すべき事項があったので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものである。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示している。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

（訂正前）

1. 会社の機関の内容
2. 内部統制システムの状況
3. 社外取締役及び社外監査役との関係
4. リスク管理体制の状況
5. 役員報酬及び監査報酬
6. 取締役選任の決議要件
7. 株主総会の特別決議要件

（訂正後）

1. 会社の機関の内容
2. 内部統制システムの状況
3. 社外取締役及び社外監査役との関係
4. リスク管理体制の状況
5. 役員報酬及び監査報酬

6. 取締役の定数等に関する定款の定め

(1) 取締役の定数

当社は、取締役の定数について、15名以内とする旨を定めている。

(2) 取締役の任期

当社は、取締役の任期について、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする旨を定めている。

(3) 取締役選任の決議要件

7. 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨定款に定めている。

8. 株主総会の特別決議要件